

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和元年6月26日(水)午後1時 議会委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 安 田 篤 (副委員長) 安 達 卓 是
岡 村 英 治 奥 岩 浩 基 土 光 均 三 嶋 秀 文
矢田貝 香 織 渡 辺 穰 爾

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 森課長

[生活年金課] 的早課長

[保険課] 佐小田課長

[市民税課] 安田課長 安達課長補佐兼税制担当課長補佐

住田市民税担当課長補佐

[固定資産税課] 宮松課長 伊藤家屋償却資産担当課長補佐

[収税課] 影岡課長

[環境政策課] 福田次長兼環境政策課長 山川課長補佐兼環境計画担当課長補佐

大峰環境保全担当課長補佐

[クリーン推進課] 田子課長 山内課長補佐兼施設管理担当課長補佐

【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼福祉政策課長 中本地域福祉推進室長

宇山企画担当課長補佐

[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼介護給付担当課長補佐

堀口介護保険料担当課長補佐 田村介護予防担当課長補佐

【こども未来局】湯澤局長

[子育て支援課] 池口課長 小乾課長補佐兼子育て支援担当課長補佐

【教育委員会】松下事務局長兼教育総務課長

[教育総務課] 後藤教育企画室長 木村学校管理担当課長補佐 生田教育企画室係長

山花学校管理担当係長

[学校教育課] 西村課長 松本課長補佐兼学務担当課長補佐

仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐 乗本課長補佐兼人権教育担当課長補佐

[生涯学習課] 木下課長 安田課長補佐兼生涯学習担当課長補佐

[学校給食課] 山中課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 安東主任

傍 聴 者

石橋議員 伊藤議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 門脇議員 戸田議員 又野議員
報道関係者0人 一般3人

審査事件及び結果

- 議案第57号 専決処分について（米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について） [原案承認]
議案第58号 専決処分について（米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について） [原案承認]
議案第61号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
陳情第36号 汚染土および放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情 [不採択]
陳情第40号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情 [採択]

報告案件

- ・明道公民館整備の進捗状況について [教育委員会]

協議案件

- ・委員派遣（行政視察）について

~~~~~

### 午後1時00分 開会

**○安田委員長** 定刻になりましたので、ただいまより民生教育委員会を開会いたします。  
本日は、21日の本会議で当委員会に付託されました議案3件、陳情2件について審査をいたします。

初めに、陳情第36号、汚染土および放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出者の岸田まどかさんにお出向をいただいております。早速、説明をしていただきたいと思います。説明はわかりやすく簡潔にお願いいたします。

それでは、岸田さん、よろしくお願いいたします。

**○岸田氏（参考人）** 本日は、このような機会をいただき、ありがとうございます。

それでは、陳情に移らせていただきます。

2011年3月11日の事故により環境が汚染され、そのため除染により生じた放射性物質を含んだ土が全国にばらまかれる懸念が出てきました。そのことにより、安全できれいな環境を守ることができなくなるのではないかという不安があり、今回このような陳情をさせていただきました。その陳情内容の中で説明をさせていただきます。

なぜ、除染をする必要があったのかについてということに対してなんです。附則のこちらの資料を見ていただくとわかりやすいと思うので、こちらの資料をお願いいたします。なぜ除染をする必要があったのかについてということなんです。東日本大震災に伴い、原子力の事故によって放射性物質が放出されました。このことによって環境汚染が生じ、人の健康または生活の環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となりました。そのことにより、2011年8月30日に放射性物質汚染対処特措法が公布されました。これ

で、このことにより除染の基本方針が制定されました。

汚染土とは何かといいますと、広範囲な除染対象地域がありまして、その広範囲な除染対象地域の土を剥ぎ取った段階で、剥ぎ取られた土のことを汚染土と言います。総量は2,200万立方メートルと推定されており、膨大な量であります。この2,200万立方メートルというのは、東京ドームを124万立方メートルとすると、その18倍という膨大な数量となります。

この汚染土という問題がなぜ生じてきたのかということなんですけれども、環境省は福島第一原子力発電所事故以後の2011年に、環境中における放射性物質の安全基準を100ベクレルから8,000ベクレルに変更しました。このことによって安全基準が緩和されました。2016年に環境省は、福島の除染で生じた汚染土を全国の農地造成と公共事業で使う計画を策定しました。これは、除染により生じた汚染土の減容を目的としています。安全ではないから除染したはずであるのに、安全だと言って全国にばらまこうとしている。このことによって、汚染土ばらまき問題が発生しました。

安全基準の緩和がなぜ問題なのかと言いますと、安全基準の緩和によって放射性物質の取り扱いが変わるからです。放射性物質の取り扱いがどのように変わったのかっていいますと、原子炉法により原発でできたごみで100ベクレル以上のものは、事故前も事故後も特定の容器に入れて保管されています。しかし、福島の事故により環境中に放出された放射性物質は、福島の事故前では環境中に放出された放射性物質は、100ベクレル以上は特定の容器に入れて保管されていました。しかし、その事故後8,000ベクレルより高い放射性物質は特定の容器に入れて保管されています。しかし、8,000ベクレル以下のものは、一般廃棄物として普通のごみとなりました。

このことにより、安全基準が変更されていることが問題なのです。事故前ですと、100ベクレルを超えるものは放射性物質であり、放射性物質として取り扱われていましたが、事故後は100ベクレルから8,000ベクレルは一般廃棄物として取り扱われることになりました。8,000ベクレルを超えるものに関しては、放射性物質として取り扱われるのでいいのですが、今問題となっているのは100ベクレルから8,000ベクレルが普通のごみとして扱われ、これが汚染土として再利用されるので安全ではない問題っていうのが生じてしまったんです。

何が問題なのかと言いますと、繰り返しになりますが、100ベクレルから8,000ベクレルが放射性物質ではなく、一般のごみになってしまったということです。そのことによって、放射性物質を含む汚染土を再利用土として日本中どこへでもばらまくことが可能になりました。今、この放射性物質が再利用土として利用されることに何の防ぐ手だてがないため、実証実験等を持ち込まれた自治体としては防ぐ方法がないので、今は市民の反対運動とかで阻止されているのが実情です。環境省は既に公共事業や農地造成をするために実証実験に入っています。福島第一原発事故後、8,000ベクレルの放射性物質を持ち込んでも何の違法性もありません。放射性物質拒否条例だけでは、放射性物質を含んでいる汚染土の持ち込みを許してしまうため、汚染土と放射性物質を拒否する条例を制定することでしか自己防衛できないのではないかと考えています。このままでいきますと、今あるきれいな環境を守ることができないのではないかとというふうに考えたので、この議会で条例を制定していただいて、きれいな環境を守っていただきたいなというふうに考えてい

ます。そして、もし条例を制定されないというのであれば、議会としてこのような状況に対してどのような対策をとられるのかっていうのを明らかにしていただければありがたいと思っています。以上です。ありがとうございました。

**○安田委員長** 説明は終わりました。参考人に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑は終結をいたします。ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。

次に、賛同議員から説明を求めます。

土光議員。

**○土光賛同議員** この陳情の賛同理由を述べます。

先ほどの意見陳述でほぼかぶるので、ポイントだけ再度私のほうから、この陳情の内容で言いたいことがこれじゃないかというのを少し説明します。この追加の資料の2枚目の表、だから矢印の黒いやつ、これが非常に私はわかりやすいと思うんで、これに沿って。

要は、今言われたことは、今何が問題かということ、上のほうの矢印で事故前、事故後とありますけど、今は事故後の状態。100ベクレルと8,000ベクレルで区切って、問題はその100から8,000ベクレルまで一般廃棄物、これがいわゆる先ほどの陳情で言われた汚染土です。今、国は、この100から8,000に関しては、もう放射性物質ではなくて普通のごみ、これ具体的には土なんですけど、普通の放射性物質ではないという扱いをして構わないというふうに国はもうそういうふうに方針、そういうふうにやっています。具体的には、そうするとこの土がどう利用されるかということ、一般の公共事業に、例えば道路の路盤材に使われるとか、そういうふうに使ってもいいよとか使うという、そういう方針が出されています。そうするとこの米子でも、例えば公共工事で福島由来の8,000ベクレル以下の土が来る可能性があり得るということで、もしそういう事態になったときに何らかの歯どめが要るんじゃないかというふうな内容です。私もそういうふうに思います。ちなみに、もし8,000ベクレル超えるものはどうなるかということ、これ上限は10万までですけど、8,000から10万までの放射性物質の土は、これは今、法的には管理型の産廃処分場に埋めてもいいということになってます。それも多少、今、米子でも関連があるので、その辺のこともちょっと頭の隅に置かなければならないかと思いますが、今この陳情で特に問題になっているのは8,000までの、これは放射性物質扱いにしない、普通の土で使える、つまり公共工事に使ってもいいということで、米子のほうでもそういったものが来る可能性がある。その辺の歯どめが必要だと私も思いますので、そういった意味で賛同しています。

**○安田委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

各委員からの皆さんの質疑を、ございませんか。

安達委員。

**○安達委員** 8年前の東日本の地震があって、その後、自分もあんまり詳しい経過を知らない中で、当時の市長が、このような土を全国の自治体受け入れてくれませんかって国が言ったときに、何か受け入れてもいいような態度表明されたように思うんですが、これはなかった、このことは私の勘違いですか。どうですか。わかりますか。

**○安田委員長** 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 土ではなくて、災害廃棄物のものを受け入れるということだったですが、放射性ということではなかったという気がしますけど。

○安田委員長 安達委員。

○安達委員 再度確認したい。土ではなくて……。

(「家の廃材とか」)と声有り)

○安達委員 廃材とかっていう意味ですか。わかりました。済みません。

○安田委員長 ほかに質疑ありますか。

岡村委員。

○岡村委員 1点、ちょっとお伺いしたいと思うんですけど、当局に。今説明された追加資料の中の3ページ目、先ほど矢印があったその最下段のところに、自治体として、防ぐ方法がない。今は、市民の反対運動で阻止されているのが実態というふうに書いてありますけども、自治体としてこういったのについて何らかの対応策というか、そういうものについてのは考えておられるんでしょうか。

○安田委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 実際にこういう対応ということでございますが、今回提案があったばかりでございますが、それぞれそういった個々のケースの状況を勘案しながら判断していくことになろうと思えますし、その際には議会の皆さんのほうにも聞きながらの個々の判断になると思えます。

○安田委員長 よろしいですか。

岡村委員。

○岡村委員 じゃあ、具体的に、例えば条例とかそういうものというもので何か対応できるということにはまだなっていないということですか。

○安田委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 条例化ということでございますけども、この条例化した場合に基本的に理念条例ということで、その拘束力というのについてはちょっと疑問が生じるという判断でございます。

○安田委員長 ほかに質疑ありますか。

土光委員。

○土光委員 当局にお聞きしたいのですが、今の、私が先ほど説明した8,000ベクレルまでの汚染土というのは公共事業に使ってもいいということに、一応法的には国の方針になっていると思うのですが、例えば、今この答弁でそういったケースがあった場合は個々に判断してということなんですけど、まず公共事業で、例えば国の公共事業とか米子市がする公共事業ありますよね、そのときに使う土というのは、こういった福島由来の汚染土が来るといえるのは、それはわかるものなんですか。

○安田委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 その前提としまして、今やっておられるのは実証実験の段階で、しかも実際に実証実験が始まったかどうかは承知しておりませんが、福島の被災地のところの要望で、そういった実証実験をされる予定ということでございまして、その実証実験の中で安全性とかそういったものを検証されて、大丈夫であればということになりますので、今の段階ではその安全性とかというのはまだ検証されていない状況ですので、ちょっと具

体的にお答えということにならないのですが。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 いや、私が聞いたのは、一般の公共事業云々で道路をつくるとかなんか、その土を使うときに、その土がどっから来たものであるか。もうちょっと具体的に言えば、福島由来の汚染土が来るときは、それはわかるものなのですかと聞いてるんです。

○安田委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 仕組みとして、この福島由来のものがどういった形で入れられるのかどうかは、まだ情報がありませんのでお答えできません。要は、こういった形で除染土として出たものについて、公共事業に使うときにきちんと情報を出さないといけないという仕組みにされるのか、それともそのまま何もなしに使っていいというふうに国のほうで取り決めされるのか、そこらあたりの情報がわからないので、お答えできかねるということです。

○安田委員長 土光委員。

まだ基準が決まってないんです。

○土光委員 いやいや、これ一般論です。ある土を使うときに、それがどっから来た土かという、普通、公共工事をするときには工事契約とかいろいろあって、それが普通はわかるものかどうかというのを聞いてるんです。

(「一般的なこと。」と声あり)

○安田委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 一般的ということでしたら、どこからというのは契約等ではっきりない限りは……。

○土光委員 ない限りは……。

○朝妻市民生活部長 わからない。

○土光委員 普通はないんですか。

○安田委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 普通の契約についての問題ですが、通常はわからないと思います。

○安田委員長 福田市民生活部次長。

○福田市民生活部次長(環境政策課) 今の件について、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

この除去土壌の再生利用に関するQ&Aというのが、環境省のほうから出ておまして、どのように再生利用するのかというところですが、基本的な考え方として除去土壌の再生利用については、利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定し、追加被曝線量を制限するための放射性濃度の限定、覆土による遮蔽等の適切な管理のもとで実施することを想定してあります。ですので、まだ決定は、現在、実証実験を福島の南相馬市及び飯舘村のほうで行われているところですが、それらの実証実験を踏まえて細かい取り決めがされることになると推察します。したがって、公共事業で使用する際にも十分な管理のもとで使用されることになると考えられますので、一般の土壌とは取り扱いとは異なるものと考えております。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 私が聞きたかったことは、最初の朝妻部長の答弁だったと思います。こうい

ったときに個々のケースに応じて議会にも聞きながらやっていく、判断するみたいなそういう答弁がありましたよね。だから、その前提に個々のケース、つまり福島由来の汚染土を含むことが、それわかることが前提での話だと思うので、わからなければ個々のケースも何もだめですよ。ということでちょっとお聞きしたかったんだけど、何らかの形でわかった場合、今、現時点では当局としてはその辺は議会にも聞きながら、いいか悪いか、そういったことは聞きながらやるというふうな考えだと理解してよろしいのでしょうか。

**○安田委員長** 朝妻部長。

**○朝妻市民生活部長** 仮にそういうケースが起きたときにどう判断するかについては、議会の皆様の御意見伺いながらということになると思います。

**○安田委員長** いいですか。

ほかに質疑、御意見等ございますか。

ないですか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

三嶋委員から。

**○三嶋委員** まず、結論ですけれども、採択しないでお願いいたします。

今回、汚染土も含んだ拒否する条例をとということで陳情を上げていただいているんですけども、ちょっと汚染土も含んだ形というのが見当たらず、この例でいただきました放射性物質等を持ち込ませない条例を制定しているところ、これ議会の議事調査担当を通じて直接この自治体にお話を伺いました。また、ほかの制定されている自治体の資料も取り寄せて調べました。そしたら、この拒否条例をつくったところというのが、結局、平成29年に政府のほうから、高レベル放射性廃棄物の地層処分に科学的特性マップというのを示されたと思うんですけど、そこで好ましい特性が相対的に高い地域とされたことをきっかけに制定されたということで、基本的に持ち込ませるか持ち込ませないかっていうのは、首長の政治判断に最終的には個々の状況を、先ほども言われましたけれど、見きわめながら判断するっていうことになると思うんですけど、じゃあ、二元代表制の中で議会は何ができるのかってところで、今条例という形にはなっているんですけど、お話を伺ったところによると理念条例という話もありましたけども、法的拘束力がなくて決議に近いようなものだというふうに伺っております。そういった中で、まだこの全然議会として議論が、今回考えなければならぬ機会は与えていただいたんですけども、議論がまだ進んでいないということもありますし、具体的な問題が切迫しているということも、米子市に来るのかどうなのかということもまだそういうところまできてない、実証実験が入り始めたというところの状態、今、議会が何か条例や決議やそういったものでアクションを起こすっていうのは時期尚早だというふうに考えておりますので、以上の理由からこの陳情については採択をしないということでお願いいたします。以上です。

**○安田委員長** 次は、奥岩委員。

**○奥岩委員** 不採択でお願いします。

理由といたしましては、先ほど三嶋委員もお話しされていたので簡潔に話させていただきますが、先ほど説明もあつたとおり実証実験入っておる段階ということで、ここで判断

するのは時期尚早だなというところと、あと少し、これは中身のほうになるんですけど、若干お話しされてたところと、調べさせていただいた手元にある資料に関しまして、少しミスリードがあるのかなというところも考えますので、不採択でお願いいたします。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 不採択ですね。

陳情者の言われるのは、要するに福島を除染したのが路盤材等の建設業に来るというのを心配されているということだと思うんですよ。高濃度放射性物質のは適地、適地でないというのがあるんでしょうけど、そういったものははっきりしているんだけど、国の示すもので、こういったものは産地がわからなかったらそのまま鳥取県の公共事業に使われるんじゃないかというような御心配、御懸念だと思うんです。先ほど当局のほうからも、今後国がどう定めていくかっていう状況も、これも見ていかなきゃいけませんし、そもそもそういった理念的な条例さえつくってあげればいいのかっていう問題もあると思いますんで、今後、部長が言われましたように、工事発注等にある中でそういったものが公共事業で使うので、なおかつですよ、そういう特殊なものが、もう特殊性をなくして全国でそれが使われる、僕、値段わかりませんよ、除染したものがどれだけの値段帯になるのかどうかもわかんないけど、そういった状況下ではいろんな入札制度云々のところで議会にも報告求めながら、いただきながら、本当に低いものでもう福島のもは全部だめなんだっていうのもいいのか悪いのかっていう問題もありますんで、そこら辺がはっきりした時点で話し合っていく問題だと思ってますんで、条例でっていうのについては、もっと実質的な部分で取り組むべきことだと思いますんで、この今の時期では不採択ということでお願いします。

○安田委員長 次に、安達委員。

○安達委員 自分は、会派で議論していく中で自分の考えを掲げなければならないんですが、ここに至るまで考えるに、趣旨採択という考えです。というのは、確かに危険なものというところを持ち込ませないことは、この首長が考えなければいけないところの一番肝心な行動スタンスでしょうけれども、そうはいったってなかなかその仮定的なところで条例化っていうのはどうかな。ただ、先例があるようですけども、そこに行き着くのにはまだここに至らぬ、自分の中にありますので、趣旨採択という考えです。

○安田委員長 次に、矢田貝委員。

○矢田貝委員 採択しないでお願いしたいと思います。

理由は先ほど何名かおっしゃってございましたけれども、その部分とこの福島の問題を考えると、じゃあ、その危険だというその一言ミスリードだっていうふうな、だと思われるというふうにお考えをおっしゃってございましたけど、しっかりそこを見ていかないといけないというふうに思いました。私もこのたびの、この委員会までに自分なりの勉強をさせていただきましたけれども、まだ中間貯蔵施設の中に30年のうちに最終処分場という、そういった段階である中で、いかに少しでもその残土なりを少なくしていこうかという対応を、今、国を挙げて考えているところだというふうに思っています。では、私たちの米子において、それを全く危険なので入れない条例に向かって私たち議会の中で検討していく段階かと思ったら、まずその段階ではないというふうに考えました。いろいろとこれから勉強していかないといけないなというのを改めて考えたところですけども、そ

うといった理由で、私はこの陳情につきましては採択しないをお願いしたいと思います。

**○安田委員長** 次に、岡村委員。

**○岡村委員** 結論から言いますと、趣旨採択をお願いしたいというふうに思います。

8年前の原発事故以降、国の安全基準値というものがチェルノブイリなどに比べても本当に甘い基準でしかないという中で、多くの国民の皆さんが本当に大丈夫かというふうな思っているのが抱かれているんじゃないかと思います。今度、8,000ベクレル以下だから大丈夫だというふうに言われても、やっぱり本当にきちんとそれは安全性が担保されるのかというの、多くの市民の皆さんが不安に思っておられるところだと思います。そういった点で、やはり議会が何らかの形でそういったことに対しての歯どめというのでしょうか、そういうものっていうのもつくっていく。それが条例であるのか、決議であるのかということはあるんだと思いますけども、そういうことが市民に対して示していくということが議会として求められると私は考えてますので、趣旨採択をお願いしたいと思います。

**○安田委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** 趣旨採択を主張します。

というのは、次長さんの思いというのは、私はそれは全く同意します。とにかく今まで福島以前は100を超えるものは放射性物質ということでちゃんとした管理が必要だと言われてきたものです。例えば、島根原発、目下そういうふうになされてます。でも、福島でいろんな事例で8,000まではいいというふうに、それはやっぱり、そんなのはおかしいという意識は持たないといけないと思います。この陳情に関しては、資料として条例の例が挙がってたんですが、それは三鴨委員が言われたように、ちょっとこの陳情の趣旨とこの条例は、私もちょっとそぐわないかなと思って。説明聞いてある程度納得したのですが、だからそういう意識は持つということは大切。ただ、それが即、今条例が必要かどうかに関してはもうちょっと議論してもいいかなというふうに思うので、そういった危険性というのはちゃんと議会としても認識して、今後、場合によったら何らかの、またいろいろ取り組みをするという意味を含めて趣旨採択ということをお願いしたいと思います。

**○安田委員長** わかりました。なら、これより採決をいたします。

陳情第36号、汚染土および放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情について、趣旨採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…安達委員、土光委員、岡村委員]

**○安田委員長** 賛成少数であります。よって、本件についての陳情については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど採択しないと決しました陳情第36号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○安田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、議案第57号、専決処分について（米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

安田市民税課長。

**○安田市民税課長** それでは、議案第57号について御説明をいたします。

これは、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、平成31年4月15日付で専決処分させていただきました内容について、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、市民税に係る改正、大きく個人市民税と軽自動車税があります。まず、個人市民税に係るものについて御説明をいたします。個人市民税に係るものの中での1点目ですが、ふるさと納税に関するものとして、本年6月1日から一定の基準に該当すると、総務大臣に指定された市町村等に対する寄附がふるさと納税と認められるという改正が行われました。一定の基準とは3点ありまして、1つ目が寄附金の募集を適正にすること、2つ目が返礼品の返礼割合を寄附金の額の3割以下とすること、3つ目が返礼品を地場産品とすることの以上3点でございます。

続きまして、個人市民税に係る改正の2点目でございますが、住宅ローン控除についてでございます。まず、住宅ローン控除の該当についてですが、借り入れを行って住宅を取得した場合に、まず所得税のほうから住宅ローン控除というのが適用されます。それを適用された上で、なお控除し切れない額が残っている場合には、翌年度の市県民税から控除するという内容でございます。このたびの改正は、この控除の最終年度を変更するという内容でございます。改正前の地方税法に定められておりましたこの控除の最終年限は、令和3年1月から12月までに居住を開始した場合に10年間この控除を適用し、控除の最終年度が令和13年度までになるというものが最終の期限でございました。このたびの改正では、令和元年10月から令和2年12月までに居住を開始した場合については、本年10月1日に予定されています消費税の税率改定に伴い、住宅事業の平準化を図るために、控除の対象期間を13年まで延長するというものでございます。これによりまして、この期間、令和元年の10月から令和2年の12月までに居住をした場合の最終の控除期間が令和15年度となりまして、改正前より2年延びるという内容でございます。

住宅ローン控除につきまして、改正がもう一点ございまして、続いてこれについて御説明をいたします。住宅ローン控除で所得税から控除額が引き切れない場合、その額を個人市県民税から差し引くようになっていますが、この適用を受けようとする場合、個人市県民税の納税通知書が到達するまでにその旨を申告しなければ適用を受けることができないというふうに規定されていたものが廃止され、個人市民税の納税通知書到達後の申告でも市民税からの控除も受けることができるようになったものでございます。

次に、大きな2点目といたしまして、軽自動車税について御説明いたします。改正前の説明に必要なため、まず軽自動車税の制度の枠組みが変更になることについて御説明いたします。本年の10月1日からこれまでの軽自動車の自動車取得税が廃止され、従来、自動車取得税という名前であったものが、軽自動車税環境性能割という名前のものになることとなっております。それに伴いまして、これまで単に軽自動車税と呼んでいましたものが、軽自動車税種別割という名前に変更になるというものが、この令和元年10月1日から予定をされています。

次に、改正内容についてですが、改正前に期限の定めがなかった重課、重課とは重い課税という意味ですが、初めて登録したときから13年を経過した軽自動車に対して適用さ

れる税率でございますが、これが先ほど申し上げました軽自動車税の枠組みが変わることに伴いまして、令和2年度から高くなる枠組みとなることから、現在の重課の規定を令和元年度限りとする内容でございます。令和2年度からの新たな重課の規定及び軽自動車税に係るその他の改正の内容につきましては、この後の議案第61号で説明をさせていただきます。以上、御説明しました以外の部分につきましては、地方税法及び地方税法施行令の改正による条項ずれ等に伴う規定の整備を行うものでございます。説明は以上でございます。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

安達委員。

**○安達委員** 今、説明がありましたが、2点ほどお聞きというか確認をしたいのですが、まず57号のところでは処分件名ありますよね、そして2点目に、処分年月日が4月15日というふうな表記がしてありますが、この4月15日にならなければならない理由づけというのは、ちょっと説明で欲しかったんですが。例えば4月1日とか4月末とか、よくありますよね、施行日とかがありますが。この処分日が4月15日にならなければならない理由をちょっと説明を伺いたいのと、もう1点は、いろいろ今説明がありましたが、新聞とかマスコミでは出たかもしれませんが、やっぱり紙面とか紙媒体とかで表記してもらって、納税者にわかりやすく今後で示してもらえればと思うんですが、その点についてをお願い等含めてお聞きしたいです。

**○安田委員長** 安田課長。

**○安田市民税課長** 2点の御質問をいただきました。

まず、専決処分の日付が4月15日になったということでございます。これにつきましては、国や県のほうからこの日に、条例改正に当たっての準則というのが参ります。それに基づいて作業を進めているわけなんですけれど、地方税法の改正が3月29日で施行になったということございまして、細かいところについては、この地方税法の改正内容を見ながら条例の改正作業を進めていくものでございまして、そこで誤りがないよう慎重を期して作業を行った結果、できるだけ迅速には進めたところでございますが、結果的に4月15日の日付で決裁をとるようになったということでございます。

もう1点でございますが、紙媒体などで市民の方にお伝えするというところでございますが、住宅ローン控除等につきまして、今後、この10月1日に向けまして市報に載せるなどして市民の方に広報していきたいと考えています。

**○安田委員長** いいですか。

**○安達委員** はい、わかりました。

**○安田委員長** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** ないですか。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論等ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** ないですか。別にいいようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。反対意見がないようですので、議案第57号、専決処分に

ついて（米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第61号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

安田課長。

**○安田市民税課長** それでは、続きまして、議案第61号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

ではまず、個人市民税の関係部分について御説明いたします。個人市民税の中で個人市民税の非課税措置というものがございまして、現在個人市民税の非課税措置、寡夫、いわゆる死別や離別により単親となられた男性または女性の寡婦（夫）や、障がい者、それから未成年の方であって、前年の所得が125万円以下の場合、市県民税が引かれてないという規定がございまして、これを、このたびの改正では、その非課税措置の対象に児童扶養手当の支給を受けているひとり親のうち、未婚の者または配偶者の生死の明らかでない者を加えようとするものでございまして、いずれも、ひとり親になった理由について、こういった未婚の場合と、先ほどもありました死別や離別によって寡婦（夫）控除の対象となる、そういった場合とで取り扱いに差をつけないという趣旨でございまして。

次に、軽自動車税の改正内容について、4点御説明いたします。

先ほど、議案第57号のところでも御説明いたしましたように、自動車取得税にかわるものとして環境性能割が導入されますが、その導入時から1年間は税率を1%、この場合の1%といいますのは税率2%を1%にしたり、税率1%を非課税とすると、そういう意味合いでございまして、そういった1%を軽減するというものでございまして。これは、消費税率改定に伴います車需要の落ち込みを抑制するという目的で行われるものでございまして。

軽自動車税の改正内容2点目としまして、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収につきまして、当分の間、自動車取得税のときと同様に鳥取県が行うことを定めるものでございまして。

次に3点目としまして、軽自動車税の軽減、軽減とは軽減課税の意味でして、環境性能にすぐれた車を取得した場合に翌年度の軽自動車税種別割の税率を軽減する、そういったものでございまして、これが改正前の規定では令和元年度までしか規定されていなかったことから、このたび令和2年度、令和3年度の軽減についてここで規定するものでございまして。

次に改正の4点目としまして、同じく軽減についてでございますが、今度は令和4年度、令和5年度につきましては、軽減の対象をより環境の負荷の度合いを重視しまして、電気自動車等に限るものでございまして。その他の変更点は、改率に伴う表記の整備等を行うものでございまして。説明は以上でございます。

**○安田委員長** 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 それでは、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 別にないようですので、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。議案第61号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後1時44分 休憩

午後1時46分 再開

○安田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第58号、専決処分について（米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

塚田長寿社会課長。

○塚田長寿社会課長 議案第58号、専決処分（米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）、御説明いたします。

議案書58の1ページをごらんください。このたびの条例は、介護保険法が改正され、公費による低所得者の保険料負担の軽減策が強化されることになりまして、令和元年度から令和2年度におけます低所得者の方が納付されます介護保険料を引き下げるものでございます。

なお、本件につきましては、本年3月議会市民福祉委員会におきまして御報告させていただいているところでございますが、改めまして内容を簡単に御説明いたします。

現在、米子市におきましては、介護保険料の段階区分を所得状況に応じまして15段階に分けております。今回は、政令で定めました軽減幅と同じ率を、米子市におきまして相当する段階の市民税非課税世帯でございます1段階から第4段階までの方に適用するものでございます。

議案書58の3ページをごらんください。新旧対照表を載せております。下線で示したところがこのたび改正する箇所でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安田委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第58号、専決処分について（米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時49分 休憩**

**午後2時06分 再開**

**○安田委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

陳情第40号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、賛同議員であります伊藤議員及び石橋議員から説明を求めます。初めに伊藤議員。

**○伊藤賛同議員** 陳情第40号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情の賛同理由を簡潔に述べさせていただきます。

陳情にございますように、さまざまな教育課題、またいじめ、不登校の問題、そして指導が困難な児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒の対応など、学校を取り巻く状況は依然として複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は増大しております。しかし、一方で教職員の多忙化も問題となっているのは皆様御承知のとおりだと思っております。子どもたちの豊かな学びを保障するために教職員の定数改善が求められますし、またそれらを安定的に行うには、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元が求められていると思っております。どうぞ皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、賛同理由とさせていただきます。以上です。

**○安田委員長** 次に石橋議員。

**○石橋賛同議員** 概要は伊藤議員が述べられました。やはり、いじめ、不登校の解決には、教職員の数をふやすことが一番だというふうによく言われております。

そして、長時間の過密な労働が先生方の実態というふうであります。特に、小学校、中学校の先生は子どもと接している時間が長いので、その後の時間でいろんな事務をこなしたりする中では、なかなか自分の次の授業の用意とか採点などは家に持ち帰って、風呂敷残業というふうに言われて、長くもう何十年もそう言われてます。以前は、学校の先生には夏休みっていうのがかなりいろいろゆったりした時間であったと思うんですが、今はほとんどない、ほぼ出かけて行かなきゃならないような時間単位になっております。そういう大変長い労働を強いられている中で、授業の準備が十分に本当にできるのか、そして子ども一人一人に本当に目が届くのか、子どもの学びにとって次どんなふうな教え方が必要なのかっていうことも本当にゆっくり考える暇があるのかということも考えます。

パソコンなどが導入されて、かえって事務量がふえたというふうには、提出期限が早くなって事務量がふえてかえって大変というふうに言われてますし、何より心配なのが放課後でも先生方同士が話し合う時間がなかなか持てないというふうには聞いていることです。

学校主事さんが何年か前から週に何時間かの単位で5時までの勤務ではない短い勤務になってますよね。そういうこともあって、事務量もふえているということもあります。

何よりもやっぱり子どもの教育にかかわる方ですから、本当に自分も研修ができて、そして先生幾ら優秀な人でも1人は1人の能力ですから、やっぱり協同して子どもを育てるような時間が持てないといけないと思います。どうしても定数の、というのは、日本の子どもの教育に本当に切実な問題じゃないかと思います。そういう意味で、この陳情に賛同し、ぜひとも採択をと願います。

**○安田委員長** 賛同議員の説明を終わりました。

当局及び賛同議員に皆様から質疑がございますか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 賛同議員の方に質問したいんですけど。ていうのは、毎年出てるような気がして。これ2020、去年は2019、年が違うだけ。多分賛同されて、こうやって説明されているので、現場の話はわかりました、よく。我々もそれなりに学校とのおつき合いもありますし、ほかの話も伺ってるんですけど。こうやって賛同されて、この意見書の採択を求められて、文章を読んで賛同の理由を伺って、一つわかんないのは、これはこれだけ意見書を出しても国でどういう審議があって、どういうことでこれがなし遂げられてないのか。我々も賛成するときもありますし、いろいろあるんですけど。そこはどう捉えておられるのかっていうのと、どういう障害があってこれが、小泉改革のときからなってるんですけど、戻ってこないのかっていうのはどういう理由なのか、教えてもらえますか。そうしないと、毎年やっていくのもいいんですけど、ただ単に現場が大変だからって話じゃなくて、どういう障害があるのか、あってこれが国に意見書を上げて、国でどういう議論されてこうなんですっていうのを返してもらわないとよくわかんないですよ。そこら辺をお願いしたいと。

**○安田委員長** どちらかちょっと答弁。

伊藤議員。

**○伊藤賛同議員** 十分なお答えにはならないかと思いますが、国の審議ということは私も本当に詳細わからないところでございます。しかし、この陳情の中にもございますが、国がなかなか動かないために各自治体がいろいろな支援制度をつくっており、そこで不公平な、全国の中では不公平な形になっております。国の財源の中、自治体に期待をしているところがあるのかなというふうに思いますが、なかなかこの2分の1の復元というところは国のほうも積極的に行っていない状態であると思っております。お答えになってないと思いますが。

**○安田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 今後はやっぱりそういうことはない、毎年毎年こういう陳情が来て採択をしたけど、結果こうだったっていうのがやっぱりわかるように説明をしていただきたいというのはお願いしたいと。じゃあ、先ほど言われるようにこれが非常に難しいっていうのを、逆にですよ、捉まえてる自治体においては、国を頼らずに、さっき言われましたよね、他制度で、いわゆる市費負担、職員とか、そういうのをやってるなら、そういうことに向いていくっていうのも一つの方法だっていうのではなく、ずっとこれに向かっているのか、この賛同を得られたいということですよ。答えられなくてもいいけど。

○安田委員長 伊藤議員。

○伊藤賛同議員 もう一つ言わせていただきますと、日本はOECD諸国、皆さん御存じだと思いますが。

(「それはわかっています」と渡辺委員)

比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数はとてもまだまだ多い状態となっております。やっぱり子どもに対する費用というようなことも、まだまだ日本の中では少ないという状況だと思いますし、また鳥取県の中でも、全国の中でも鳥取県は教職員にかかる費用が低いので、人件費がとても大きくなっていて、教職員、こちらのほうではなかなか採用できずにほかの県外に出ていくというようなこともありますので、県、国のほうにもちょっと考えていただいて、国のほうにもっともっと求めていきたいと思っておりますので、ぜひ御賛同をお願いしたいところでございます。以上です。

○安田委員長 石橋議員。

○石橋賛同議員 鳥取県はそれなりに努力をしておられるところもあって、30人以下の学級を全国よりも早く、中学校では全部何をしていくとかということがあったりしますが、結局その辺の予算は県内で用意をしようとする、特に教職員の給与が何%かカットになってそちらに回ったという実態があったというふうに記憶しております。そういう県や市だけの努力ではなかなか全体の状況が変えれないというところから、毎年こういう陳情が上がってくるというふうに記憶をしております。

○安田委員長 ほかに質疑ありますか。いいですか。当局もないですか。いいですか。

それでは、採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。今度こっちから行きましょうか。

安達委員。

○安達委員 今討論の中でも上がっているんですが、ずっとこの陳情が出てるっていうところもありますが、小泉政権のときからずっとこの状態が続けば続くほど各自治体、基礎自治体は大変だという状況は、これは私が説明するほどでもないと思います。その中で、2点の項目を上げておられますが、計画的な職員の定数配置改善をっていうのと、国庫の財源を復元してほしいっていうのは少なからずの要望かなと思って、要望を陳情にと上げておられると思いますので、採択をと思います。

○安田委員長 採択。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は採択しないをお願いいたします。三位一体改革であるというところで、これは唯一公明党だけがずっとこれを採択しないできているというふうに思っておりますけれども、私は今回のことが子どもたちのために教育を充実させていくのだという、この陳情の文章の最後から四、五行目のところは理解をしております。そこと、国庫負担を2分の1にすることが教職員の先生方の定数増につながっていくとか、そういうところじゃなく、もっと大きなところで国の形を考えているだろうというふうに思っておりますので、この陳情につきましては、採択しないということをお願いいたします。

○安田委員長 次に岡村委員。

○岡村委員 ぜひ財政力の豊かさ貧しさということで自治体の教育が決められてしまうといったことは、やっぱり義務教育でやるべきじゃないというふうに考えます。そういっ

た点でやっぱり国の教育に対する予算というものをやっぱり抜本的に引き上げていくといった意味合いで、採択を主張します。

○安田委員長 次に土光委員。

○土光委員 採択を主張します。要は学校の先生の数をふやすということ、それから教育予算にもう少しお金をかけるというのは必要なことだと思うということで、採択です。

○安田委員長 こちらに行きまして、三嶋委員長。

○三嶋委員 採択でお願いいたします。賛同議員さんからもございましたけれども、いじめですとか、不登校ですとか、教育現場での問題というのが複雑化、多様化してきております。それに伴いまして、教職員の多忙化、これも否定できない問題であろうというふうに考えております。次の世代を担う子どもたち、この豊かな学びを保障するためには教職員の定数を改善いたしまして、義務教育費の国庫負担率の引き上げを求めるこの本陳情につきましては、賛同するところでございますので、採択でお願いいたします。

○安田委員長 次、奥岩委員。

○奥岩委員 採択でお願いします。理由につきましては、皆さんお話しのとおりで同じところがありますので省略させていただきます。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 採択。ですけど、私、賛同議員が言われている、とりたてて強調されるような実態ですね、本当に学校現場で常態化してあるならば、こういう陳情を毎年上げて本当に国がやるかどうかというのは僕は考えなきゃいけない。だったら、教育はお金があるなしで差があるっていう御意見もあるけども、県なり市にもっと実質的に教育費の話をするべきだというのが持論ではあります。ですから、ことしは、うちの流れではいいですけど、本当に今言われたような実態があるならば、きょう聞きましたよというふうには、僕はこういう陳情書を上げていくだけで満足するような、だったら何の解決もないということだけ申し上げて採択という。

○安田委員長 それでは、これより採決をいたします。

陳情第40号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…安達委員、岡村委員、奥岩委員、土光委員、三嶋委員、渡辺委員]

○安田委員長 賛成多数であります。よって、本件については、採択すべきものと決しました。意見書につきましては、本陳情が本会議で採択となりましたら、改めて文案について協議をさせていただきます。

次に、先ほど採択と決しました陳情第40号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。理由につきましては、願意に賛同したためよろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○安田委員長 異議なしとのことですので、採決結果の理由は願意に賛同したためといたします。

次に、教育委員会から1件の報告を受けます。明道公民館整備の進捗状況について、当局の説明を求めます。

木下生涯教育学習課長。

**○木下生涯学習課長** 明道公民館整備の進捗状況につきまして御報告させていただきます。本件につきましては、平成30年12月定例会の本会議におきまして、概要を答弁しておりますが、改めまして本委員会で御報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、明道公民館整備に係る背景でございますが、平成13年度に実施した耐震診断の結果、明道公民館の建物の一部が社会教育施設としての耐震基準を満たしていないと判定されております。また、現在の建物が昭和45年の建築で老朽化していること、もともと小学校の校舎として建てられたものであり、公民館としての使い勝手が悪いこと、明道校区外に位置していることなどから地元要望としまして、要望書として平成18年と平成24年に明道地区自治連合会から、地区中央部への移転新築を求める要望書が出されております。また、平成22年11月には、米子市自治連合会から耐震補強工事の早期着工を求める要望書が提出されております。これらを受けまして、明道公民館をどのように整備していくかということについて、地元自治会や関係者の方々等と御相談しながら市の内部で検討を進めてまいったところでございます。検討内容につきましては、都度議会のほうに御報告させていただいておりますが、本日は最近の状況につきまして協議経過を御報告させていただきます。

まず、3番の協議経過についてでございます。平成29年1月18日に明道公民館建設委員会に対し、市の整備計画案として、明道小学校のグラウンドの一部とそれに隣接する市有地を合わせて公民館敷地とする案を提案いたしまして、同年4月28日にPTA役員と意見交換をしております。そして、11月7日には明道地区自治連合会からこの案を進めるよう要望書の提出をいただいております。年が明けまして、平成30年2月23日、明道小学校の保護者の方々を対象に説明会を開催いたしまして、御理解をいただいた上で事業実施に向けた準備を進めてまいりました。この間、10月3日に南保育園の統合計画について、こども未来局による保護者説明会が行われております。続きまして、平成30年11月8日でございますが、概算事業費の積算が終了いたしましたので、明道地区自治連合会長に概要説明を行いますとともに、保育園統合計画案の概要を説明いたしましたところ、計画策定の進捗状況を見ながら再考したいと意思表示がございました。そして、11月14日、明道地区自治会長会におきまして、小学校グラウンドの一部と市有緑地を使用する案を保留し、当面の間、保育園統合計画の推移を見守りたいと意見集約がなされたところでございます。

今後の対応方針でございますが、周辺の状況が刻々と変化しておりますので、関係各所との情報交換を密にいたしまして、事業を進めることとしております。事業実施に当たりましては、時間軸の視点を持って速やかに進めたいと考えておりますが、一方で地元の合意形成が重要だとも考えております。全員が一つの案にまとまるということはなかなか難しくは思いますが、公民館は地域のための施設だと思っておりますし、今後何十年と使っていただくものですので、後悔のないよう、できるだけ多くの皆さんに喜んでいただけるような形で整備を進めたいと考えております。報告は以上でございます。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 報告についてと今後については、お話ししていただきましたので理解しました。ただ、昨年も、この委員会じゃないと思うんですけど、総務のほうだったんですけど、耐震について、これだけ時間がかかってどうなんだっていうような意見もあったと思うんですが、その辺の緊急性に関しては地元の方々は、保育園があるならそれでも待つよっていう話になっておられるのか、そもそもが耐震のことは説明を大分前、平成18年のころに要望があったりとか、その結果を公表しているの、現時点ではそんなに話してないのかっていうその辺のどこちょっと伺いたいんですけど、現時点ではどういう状況にありますか。

**○安田委員長** 木下課長。

**○木下生涯学習課長** 耐震化につきましては、地震の避難所としてどうかということについては耐震基準を満たしていないということでございますが、近隣に避難所となり得る施設が明道公民館の場合にはございますので、その点ではそちらの施設を避難所としては利用するというところで考えております。それから、施設の利用で耐震基準を満たしていないということについて、これは確かにおっしゃるとおりでございますが、そういった意味でも時間軸の視点を持って早急に事業を実施できるように進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

**○安田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 避難所に関しては理解しました。これが、最後の平成30年11月14日のところの報告なんですけど、意見集約がなされたってなってるんですが、これ保育園の統合計画について、まだたしか南保育園さんはいついつっていう時間が出てないと思うんですが、その辺のいつ着工されるのかですとか、完工されるのかですとか、その辺は時期的なものは住民の方々皆さん理解した上で、そこを見守りながらされたいということでしょうか。それとももう、これ説明会が平成30年10月秋の時点であったので、もうすぐできるのかなっていうような期待を持たれて、それを待ってから考えようっていうような形になっているのか、その辺がどうでしょうか。

**○安田委員長** 木下課長。

**○木下生涯学習課長** 南保育園の移転時期については、こども未来局においてもまだ正確な時期は示すことができないというふうに情報をいただいております。地元のほうも、まだ全く時期的なものがわからない中で、明確に判断をする材料を持っておられませんので、これからこの時期についても刻一刻と情報が出てくると思っておりますので、そういった状況を逐次地元のほうにも情報としてお入れをしながら、判断の情報を地元のほうにもお示しをしながら、また御意見のほうを伺っていきたいというふうに考えております。

**○安田委員長** いいですか。

ほかに。

渡辺委員。

**○渡辺委員** ちょっと聞きたいと思いますが。そもそも論として明道地区は見守るっていうのは、保育園があかなきゃそこ建てられませんからね、統廃合が進むっていうのは。市は統廃合をこの間の答弁でも必ずやると、あとは御理解を得ていくかどうかっていう問題みたいなんですけども。南保育園の統廃合っていうのは、うまくいっているんですか。

端的に、副市長。

○安田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 保育園の統廃合についてのお尋ねですが、南保育園は、御案内かもしれませんが、御説明しているとおおり、福祉会の成実の保育所と統合することが想定されております。私が聞いている範囲でお話ししますと、福祉会のほうでは駅南に、ですから成実よりもっと駅に近いほうですね、立地です。いうことで、適地と言いましょか、用地の取得に向けた検討を、福祉会としての検討を進めておられるということだと聞いておりますが、なかなか適地のめどが立たない。というか、今駅南って御案内のとおり南北自由通路に対する、これはいいことだと思いますが、期待感というのもあって土地がなかなか動かないというようなことを仄聞しております。そういうような形で、土地はあるんだけど、なかなか売ってもらえるような土地がないというような状況の中で、引き続き用地は探しておられるということだと思っております。この問題が一つやっぱりネックになっていると言いましょか、なっておるようでありまして、具体的にじゃあどこにという話はなかなか進みづらいという状況になっているというのが今の実情であります。

改めて私から申し上げるまでもありませんが、昨年の当初予算編成前の段階で、早くしなければいけないという課題意識もあって、地元のほうに、じゃあこれでようやく設計に向かう予算を、31年度当初予算に向かって上げていくということでもよろしいですねという最終確認をする段階において、地元のほうでちょっと待ってほしいというお話があったというのが今の報告の内容であります。

したがいまして、基本的にはやはり当初予算ものだというふうに思いますので、来年度の当初予算に向けた検討の中で、先ほども担当課長のほうから申し上げましたが、最新の状況をお伝えをして、どうするのかという御判断を地元のほうで検討していただくということだと思います。これ、根っこに連合自治会から御要望は出てるんですけど、やはり場所についてはコンセンサスがなかなか難しいところがあるというようなことも仄聞しております。先ほど担当課長のほうから申し上げましたが、地域のやはり重要な施設でありますので、よくよくできるだけ多くの方のコンセンサスを得た場所につくるのがいいんじゃないかなということで、地元の判断ですね、尊重してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 私の知る明道校区の方は、かなり南保育園の跡というのは期待度が高いように言っておられますね。ですから、今の駅裏に土地がないっていううわさもよく聞きます。ですから、あとはそこでのスケジュール感なんだろうなとは思いますが、逆に言うところなど今保育園の統廃合もやっていますけど、ここはかなり重要度が高い統廃合だなど、言ってみれば公民館のところも来ますので。そういう面では頑張ってくださいということですね、とにかく。

○安田委員長 ほかに質疑。

岡村委員。

○岡村委員 関連してですけれども、やはり耐震基準の問題からやっぱり速やかに決めていくっていうことが必要だと思うんですが、ただ、保育園の統合計画の推移を見守ると言っても、じゃあいつまでをタイムリミットにして決めていくのかということが、こちらの

スタンスが固まってないとずるずるとそれでいくんではないかとまた懸念するんですよ。そういうことであってはいけないと思うんですけど、そこら辺は何かいつごろをめどにとかっていうのはあるんですか。

○安田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 先ほども御答弁で申し上げましたが、やはり具体的に設計に入るとかっていう話になれば、やはり当初予算の段階での検討になるというふうに思っております。当面、状況を見守るというのはずっと見守るという意味ではなくて、一年一年、具体的に言いますと、平成32年の当初予算の時点でどうするんかということ、我々としては地元の意見を踏まえながら検討していくということになろうというふうに思っております。以上です。

○安田委員長 いいですか。

ほかにはありませんか。

安達委員。

○安達委員 再確認じゃないですけど、一般論として捉えますけれども、今副市長が言われるように、この時期っていうのが、判断を決める時期というのが、当初予算の策定までというところを考えるのベースにしますということを再確認させてください。そこですか。

○安田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 そのとおりだと思います。以上です。

○安田委員長 いいですか。

〔「はい」と安達委員〕

ほかには。いいですか。

ほんなら、以上で終わります。

（「ちょっと、その他というところで、一ついいですか」と土光委員）

どうぞ、土光委員。

○土光委員 副市長にちょっとお伺いをしたいのですが、前の委員会の最後に福祉保健部がいたんですけど、当局の資料で年月日の年の表記で西暦表記というか、ないとわかりにくいんで、そういった西暦表記の形にしてもらえませんかという要望をしたのですが、やっぱり入れられませんか。どういうふうに、非常に、例えばある年から何年度とか何年前とか非常にわかりづらいというか。だから、少なくともせめて西暦表記ぐらいはしてもいいんじゃないか。市民も多分わかりにくいと思うので、というふうに私は思って要望したのですが、その辺どう、何らかの検討されて。少なくとも今まで出てくる資料は同じなので、やっぱりそうはしないということなのか、その辺のところ、もし今の段階で。

○安田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 正直なところを申し上げますと、米子市役所独自で考えてもいい問題であるとは思いますが、そうはいつでも役所全体の動きというものを踏まえたいというふうに思っています。確かに、ちょっと誤解を恐れずに言えば改元のときによくある話で、西暦のほうがわかりやすいという話はおっしゃるとおりだと思いますが、逆に言うと西暦に一本化するのか併記するのかといった問題も含めて、引き続き検討させていただきたいと思っております。なお、検討してないというわけじゃないんですけども、具体的にそういった動きが出てくるかどうかということも実は見きわめたいなという気持ちもあって、今、市独自で

西暦に統一する、あるいは西暦を表記するというところまでの判断には至っていないということでもあります。以上です。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 役所全体というのは他の市町村の流れ、そういう意味ですか。役所全体というのは。

○安田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 いや、わかりやすく言うと国がどうするかということも大きな関心事であります。以上であります。

○安田委員長 あれしてくださいね、余りこの委員会ですのような話でもないですので。

○土光委員 最後にします。私が言っているのは西暦一本化とは言ってないです。併記をしてほしいという。理由はおわかりだと思います。ということで、検討してほしいというか。これ、改元のときだけはでなくて昭和とか平成ずっと、例えば昭和56年の40年後は、ぱっと言えますか。普通言えないで。昭和56年の40年後は多分令和になるけど言えないでしょ。それが西暦だったら昭和56年は、1981年なんですよ。40年後は40足せばいいから2021年なんですよ。やっぱそういう利便性、年の表記というのはそういう利便性のためというのが一番の目的だと私は思うので、ぜひ検討してください。それでいいです。

○安田委員長 質疑を終結をいたします。

次に執行部から、その他ございますか。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 そうしますと、学校教育課より部活動遠征等に係るいわゆる白バス利用の件について御報告させていただきます。御承知のとおり、令和元年6月12日に無許可の営業目的のバス、いわゆる白バスの運行を繰り返したとして、道路運送法違反で米子市内で容疑者が逮捕されました。鳥取県西部の中学高校の部活動の遠征等の送迎も行っていたとの報道がなされました。これを受けまして、米子市教育委員会としまして、市内の中学校に対して、この件に係る利用実態の照会を現在かけているところでございます。調査結果につきましては、追って御報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○安田委員長 何か質疑とか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 ないですか。

ほかにはないですか。

木下課長。

○木下生涯学習課長 済みません。生涯学習課のほうから、加茂公民館移転に伴う仮進入路の借地料の件について補足説明をさせていただきます。県道両三柳線の整備事業に伴いまして、現在加茂公民館の移転に当たりまして、県道との接続が完了するまでの間、仮設の進入路を設置することとしております。この進入路の土地につきまして借地契約を結んでおりまして、平成30年12月1日から令和3年3月31日までの2年4カ月間で約45万円の借地料が発生する見込みでございます。この借地料につきまして、先月の市議会、5月臨時会の総務文教委員会におきまして、県の補償費の積算対象に含まれていない

というような答弁をさせていただきましたが、これが誤解を招く紛らわしい表現でしたので、改めて補足説明をさせていただきたいと思えます。補償費の算定方法ですが、国の定めます公共事業の施行に伴う公共補償基準に基づきまして、合理的な移転先に移転するために要する費用と現在地の評価額、これを比較しまして高い方の金額。今回の事業においては、現在地の土地建物等の評価額によって算出をされているところでございます。これを仮進入路の借地料含めた移転費用で積算を行いますと、現在の補償額を下回ってしまいますので、結果として借地料は補償範囲に含めておりません。このことをもって補償費の積算対象に含まれていないという答弁をしたものでありまして、補償対象にならないというわけではございませんので、御了解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○安田委員長 説明は終わりました。質疑、御意見はありますか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時43分 再開

○安田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

委員派遣について、を議題といたします。

まず、実施の可否について確認をいたします。行政視察につきましては、実施するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 それでは……。

○土光委員 一言だけやっぱり言わせてください。視察は毎年私行ってるんだけど、視察って、まず行くか行かないか決めてからどこに行くかじゃなくて、こういうことで行きたい、こういうことで行きたいという要望があって、その結果行くということになるわけですよ。まず行くことを決めてしまって、前提でじゃあどこにしようか、その決め方私おかしいと思うんですよ。

〔「なるほどなるほど」と声あり〕

だから結果的にもし要望なければ行かなくてもいいわけですよ。それをどこに行くかとか何を見たいとかその議論全くなしで、まず行きましよう決めるのは手順として私はおかしいと思います。

○安田委員長 なるほど、わかりました。私のほうもそういうふうに思いますので、ここに行きたいというのがもしあれば、今度出していただいて、それを踏まえて日程調整をさせていただくというようなことでいいですか。

○土光委員 委員長、ただ現実的には、日程とかの調整で、行くことを前提で日程調整しないといけないなら、だから行くとしたらこういう日程でやりましよう。そりゃある意味仕方ないことだと。それで……。

○安田委員長 いいですか。

○土光委員 どどこ行きたいとか、それは構わないけど、とにかく最初から、しょっぱなから行きましようって決めてしまって何かやるのは、少なくともそういうやり方を市民が見るとおかしいと思う。そういうのはおかしいと思う。

○**安田委員長** そういう意見もあるかもしれませんが、手順としてまずみんなで行くかと、勉強しに行こうやというところからのスタートになってますので、その辺は御理解をいただきながら……。

日程調整に入りたいと思います。

○**土光委員** だから、具体的な手順は、行くとしたらこういう日程で考えますならそれは構いません。

○**安田委員長** では、日程についてですけれども、以前に10月の終わりにというような話もしておりましたけれども、ちょっと改めて日程をちょっと提案させていただきたいと思います。10月の28日から、これ月曜日ですけれども、11月の1日、結構、1週間あるんですが、この間でどうしてもだめだというようなことがあれば、ずらしながらもこの間に入れたいなと思っているんです。まず、日程はこの辺で考えさせていただいて、それからどこに行きたいかということがあれば私のほうなり、また事務局のほうに出していただいて、次の委員会の際に日程及びそれから場所についても協議を図りたいと、こう思っておりますが、どんなでしょうか。

○**土光委員** 今言われた日程、10月。

○**安田委員長** 10月です。

○**土光委員** 28日から11月1日。

○**安田委員長** 11月1日。

○**岡村委員** この1週間についてことですね。

○**土光委員** この1週間の。

○**三嶋委員** そこで候補日を出す。

○**安田委員長** この間で3日間ぐらいを前後させながらちょっと考えたいなど。皆さんの都合いろいろ勘案するとなかなか厳しいこともありますし、本当は10月の頭っていうのも考えたんですけど、議会終わってからすぐってことですので、事務局がちょっと対応できないってこともありますし、いろんなことがありまして、この間だったら議長日程もどうも大丈夫みたいですので、この辺で一度考えたいと、こう思います。候補については、また出してください。これ日にちだったらどんなかいな。いつごろまで出せばいいかいな。

○**安東議会事務局主任** 8月の14日までに事務局に御提出いただきますと段取らせていただきたいと思います。

○**安田委員長** ほんなら、盆前までに出していただいて、それで8月の委員会で、委員会っていつだったっけ。民生教育委員会。

○**岡村委員** 20日の火曜日ですね。

○**安田委員長** ほんなら、そのときに皆さんで協議をしたいと、こう思いますので、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○**安田委員長** ほんなら、済みません。以上で民生教育委員会……。

どうぞ、岡村委員。

○**岡村委員** 日程ですけども、できましたら11月の1日の金曜日は外していただきたいと。

○**安田委員長** 外す。皆さん、そのつもりで調整のほうをお願いしたいと思います。

○安達委員 ということは10月中ってこと。

○安田委員長 月、火、水、木までありますから、4日間ありますけん、その間で1日ど  
っちかずれるみたいなのが可能だったら、また協議させていただきたいと思います。  
よろしいですか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 ほんなら、以上で委員会を閉会いたします。

**午後2時47分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 田 篤